平成２３年（フ）第１２６号
岐阜県瑞穂市古橋1231番地１
債務者　石井　伸浩
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井田吉史
4　破産債権の届出期間　平成23年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
岐阜県多治見市前畑町５丁目108番地の２
長良アパート101、従前の住所岐阜県多治見市小泉町４丁目103番地
債務者　水野　　均
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　纐纈　和義
4　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２２０号
鹿児島県鹿児島市伊敷８丁目３番22号　倉田ビル301号
債務者　前田　　繁
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永山　一秀
4　破産債権の届出期間　平成23年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５７３号
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2452番地72県営住宅11号
債務者　有馬甲子郎
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大毛　裕貴
4　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
松江市黒田町370番地２
債務者　大谷　　歩
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　晴夫
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４７号
神戸市兵庫区福原町１番５号パオビル503、従前の住所神戸市長田区五番町３丁目５番地の15
債務者　ジェフ．クリーンこと　藤吉　二郎
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成23年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５９号
北海道留萌市花園町５丁目４番１号
債務者　鳥邊　陽二
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月27日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６６号
北海道留萌市五十嵐町２丁目８番３号
債務者　加地　政信
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月27日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９０号
北海道旭川市近文町12丁目3858番地の１
債務者　高橋　一広
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９４号
北海道旭川市東光１条９丁目１番11号
債務者　大場　郁広
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月12日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２号
愛知県犬山市大字羽黒字下ノ山ノ田１番地12羽黒ハイツ102
債務者　中尾正春こと　ＴＡＮＡＫＡ　ＭＡＲＣＯＳ　ＭＡＳＳＡＨＡＲＵ
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４６８９号
大阪市大正区泉尾３丁目１番５号
債務者　眞田　明子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下尾　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９０号
大阪市大正区泉尾３丁目１番５号
債務者　大伸住器産業こと　眞田　雅仁
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下尾　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９０５号
大阪市平野区平野本町１丁目８番38号　カーサ平野500号室
債務者　玉谷　智昭
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６２８号
大阪市生野区巽南３丁目４番36号　ミクニプラザ503
債務者　大山　弘美
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　史記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部